

羽村市立羽村第一中学校

令和8年度 新入生保護者説明会

日 時 令和8年1月17日(土)

時 間 午前10時30分～

内 容

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 校長あいさつ | 5 PTA活動について、 |
| 2 学校概要について | 6 入学準備について |
| 3 生活について | 7 質疑応答 |
| 4 保健・教育相談・特別支援について | |

【新入生フォーム】への入力をお願い致します。

こちらは本日より入学までのお子様の状況を中学校側が把握するための資料、および本日の出欠席を確認するための資料となっております。下記のURLにアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

<https://forms.gle/8EUjxj7tB22DqxSM8>



1. 本校の概要

(1) 本校の沿革

- 昭和22年 新制中学校発足に際し『西多摩村立西多摩中学校』として創設
- 昭和31年 町制施行により『羽村町立羽村中学校』と校名変更
- 昭和32年 現在地に校舎移転
- 昭和47年 第二中学校開校により『羽村第一中学校』と校名変更
- 平成 3年 市制施行により 『羽村市立羽村第一中学校』と校名変更
- 平成 9年 創立50周年記念式典を挙げる
- 平成 9年 耐震工事実施
- 平成13年 第二校舎大規模改修工事実施
- 平成15年 通級指導学級（とちの実）開級
- 平成16年 二学期制実施
- 平成19年 創立60周年記念式典を挙げる
- 平成20年 通級指導学級（とちの実）再開級
- 平成24年 羽村第一中学校区小中一貫教育完全実施
特別支援学級（マロニエ学級）開級
- 平成25年 特別支援学級（8組）に名称変更
通級指導学級（コミュニケーションの教室）に名称変更
- 平成27年 第一校舎西側1～3階トイレ改修工事完了
- 平成26年 言語能力向上拠点校（平成28年2月研究発表）
- 平成28年 「オリンピック・パラリンピック教育推進校」
「スーパーアクティブスクール」
「羽村市教育研究指定校」 の指定を受ける
- 平成28年 第一校舎東側1～3階トイレ改修工事完了
- 平成29年 体育館トイレ改修工事完了
創立70周年記念式典を挙げる
- 平成30年 第一校舎1階、2・3階特別教室等空調工事
- 令和 元年 第一校舎普通教室、第三校舎特別教室等空調工事
通級指導学級を「はばたき教室」に名称変更
- 令和 2年 体育館空調工事
- 令和 5年 コミュニティ・スクール開始

(2) 現在の生徒数（令和7年12月1日現在）

	男子	女子	計	学級数
新1年生				
1年	79	98	177	5
2年	88	76	164	5
3年	83	90	173	5
8組	17	10	27	4
計	267	274	541	19

2. 本校の教育

(1) 学校の教育目標

未来に生き、未来に働き、未来を創造する心身ともに健康な人間を育成する
○みずから鍛える ○ひろく思いやる ○すすんで考える

めざす学校像

- ・生徒自ら成長する力を培うことのできる学校（＝自立）
- ・共に感じることのできる学校（＝共感）
- ・共に生きていくことのできる学校（＝共生）

めざす生徒像

- ・「みずから鍛える」＝元気がある生徒
- ・「ひろく思いやる」＝感性（価値のあるものに気づく感覚）豊かな生徒
- ・「すすんで考える」＝学ぶ意欲に富む生徒

めざす教師像

- ・生徒一人一人の心を大切に、人権感覚に優れた教師
- ・自らも常に学び続け、生徒の可能性を信じて伸ばすことのできる教師
- ・教育公務員としての自覚をもち、保護者・地域社会から信頼される教師

(2) 教育目標を達成するための主な基本方針

1 「みずから鍛える」生徒を育成するために

- (1) 自己理解、望ましい勤労観・職業観の育成などに向けた教育活動を実践し、将来の生き方を考える活動や社会的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる
- (2) 体験的な学習や地域との協働等の特別活動、道徳授業を中心に、規範意識を醸成させながら、生徒の自尊感情や自己有用感、他者との望ましい関わり方を養う。

2 「ひろく思いやる」生徒を育成するために

- (1) 共生・共存を柱とした人権尊重教育を推進し、自分の大切さとともに他人の大切さを認められる、心豊かな人間の育成を目指す。
- (2) インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、「連続性のある『多様な学びの場』」の確保、個に応じた指導・支援の充実、特別支援教育の充実を図る。

3 「すすんで考える」生徒を育成するために

- (1) ねらいを明確にした指導、1人1台端末をはじめとするICT機器の効果的な活用等を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の工夫・改善を推進する。
- (2) 各教科における基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、教育活動全体において読解力の育成に取り組み、知識・技能を活用した言語活動等の充実を図る。

4 「社会に開かれた教育課程」を実現するために

- (1) 地域との連携、交流、協働を実践するとともに、地域活性の拠点校としての役割を担う。併せて、学校便りやホームページを通して情報を発信し、教育活動に対する理解や協力を深める。
- (2) コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会で、学校の経営方針や教育課題、学校評価などを協議し、実践的な課題改善をとおして学校運営の充実を図る。
- (3) 学校の喫緊の課題である不登校並びに不登校傾向がある生徒対応について、地域の力を活用し、個々の状況を把握しながら組織的に対応する。

(3) 教育活動の特色

① 小学校との連携

本校では、学区内の羽村東小、羽村西小、小作台小と連携し、9年間を見通した教育活動によって子供たちを育成しています。主に、中学校教員による乗り入れ授業、小6体験授業等を実施しています。

② 特色ある教育実践

キャリア教育の一環で、2年職場体験学習を中核として、望ましい勤労観・職業観、および将来の目的意識を育成しています。校外学習や修学旅行、また調べ学習等を「羽村学」として、郷土に対する意識や理解を深める学習も行っています。

③ その他

○特別支援教育の充実

本校では特別支援学級として8組、および特別支援教室「はばたき教室」を設置しています。特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援委員会を毎週開催し、支援を必要とする生徒への多面的な教育の向上を目指しています。

○生徒会活動を軸にしたボランティア精神・情操の醸成

ボランティア活動を積極的に推進しています。高齢者施設への訪問や、地域のお年寄りへ送る「クリスマスカード」等の作成を通して、思いやりの気持ちを育成しています。校庭等の「花植え活動」等を通して、情操教育を進めています。

○家庭・地域との連携

学校公開日、道徳授業地区公開講座や体育大会、合唱コンクール等で積極的に学校の様子を公開し、アンケートを分析検討し学校運営の改善に生かしています。

また、令和5年度よりコミュニティ・スクールとして地域の方々に教育活動の理解と連携や学校の課題解決に向けた取組を進めています。

○安全教育の推進

- ・セーフティ教室（薬物乱用防止、SNSの使い方（情報モラルの向上）、非行防止等）や交通安全教室を開き、安全教育の推進を図っています。
- ・地震等の災害や緊急事態等に対応できるように、学年の枠をなくした生徒の避難行動、地区別集団下校訓練、AED等救急救命講習、2年生による地域防災訓練への参加等、取組の充実を図っています。

(4) 教育課程

① 教育課程について

- 各学年とも標準授業時数は1015時間です。
- 基本は、水曜日は5時間授業、その他は6時間授業です。
- 年間で2種類の時間割があり、11月頃切り替わります。
- 毎朝10分間の朝読書を実施しています。
- すべて教科担任制です。毎時間、担当する教員が違います。
- 「技術」という新しい教科を学習します。図工は「美術」に、算数は「数学」になります。

- 週あたりの教科配当時数は、以下の通りになります。

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	総合	道徳	学活
1年	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1.4	1	1
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	2	1	1
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	2	1	1

- ※ 1単位時間は50分です。 ※ 保体→「保健体育」 技家→「技術・家庭」
- ※ 1年の音楽と美術はそれぞれ年間45時間、総合は年間50時間となります。

② 評価、評定について（令和7年度 参考）

- 通知表は、各学期末（7・12・3月）に配付いたします。
- 各教科とも3つの観点で、それぞれA・B・Cで「評価」します。
- 全ての「評価」を総合した成績は、5・4・3・2・1の5段階の「評定」で表示されます。
（詳細は、4月の保護者会で配付される「評価・評定説明資料」に全教科の評価資料や評定方法等が掲載されます。）
- 定期考査は年4回実施されます。（令和8年度は6月、9月、11月、2月）

③ 主な行事について（令和7年度 参考）

- 1学期
- 4月 始業式、入学式、新入生歓迎会、保護者会、身体計測、各種検診、3年全国学力調査
 - 5月 部活保護者会、3年修学旅行、生徒総会、引き取り訓練、3年進路保護者会、セーフティ教室

6月 第1回定期考査 2年AED講習 水泳指導始 教育実習
3年進路学習会 2年校外学習 8組三者面談
7月 1～3年三者面談 終業式

2学期

9月 始業式 引き取り訓練 生徒会役員選挙 第2回定期考査 教育実習
10月 1年校外学習 3年進路保護者会 道徳授業地区公開講座
2年・8組職場体験 体育大会
11月 3年三者面談 第3回定期考査 3年ESAT-J
12月 全学年三者面談 小学生体験授業 終業式

3学期

1月 始業式 新入生保護者説明会 1年スキー移動教室
ESAT-J YEAR1,2
2月 第4回定期考査 3年高校入試
3月 合唱コンクール 卒業証書授与式 1,2年,8組保護者会 修了式

④ 本校の部活動

令和9年度を目途に部活動は地域展開をいたします。すでに活動が始まっている団体については、羽村市公式ホームページ「[羽村市立中学校の部活動地域展開について](#)」をご参照ください。その他下記の団体については以下のルールで実施しています。

文化系：家庭科部 美術部 交流ボランティア部

運動系：バドミントン部 卓球部 剣道部 野球部 男子バスケットボール部

- 原則、3年間継続する意志をもって入部してもらいます。
- 顧問の指導、指示に従って活動を続けます。
- 最終下校時刻は、3月～9月は午後6時30分。10月～2月は午後6時です。
- 朝練習等のための午前7時前の登校は、禁止しています。
- 部活動で使用する自転車は、顧問が点検した上で、許可がおりれば（保険加入・ヘルメット着用が義務付けられています）ステッカーを貼り、使用することができます。

⑤ 進路指導について

中学校は義務教育の最終段階となります。本校では1年生から、「卒業後の進路」を考える機会を設け、段階的にかつ継続的に進路指導を進めています。

- 例) 1年・・・職種・職業を知る学習、自分の特性を知る学習
- 2年・・・仕事体験（職場体験）・上級学校調べ
- 3年・・・将来の目標・上級学校調べ・自分の進む道

(5) 生活指導

【中学校生活に関する基本的な考え方】

学校生活は集団生活です。みんなで勉強したり、運動をしたり、行事に取り組んだりします。自ずと約束事が生まれます。みんなが快く学校生活を送るには、きまりを守り、規律ある生活が大切になります。また、中学生は大人としての準備の時期でもあります。この年齢期に基本的な生活習慣を確立し、公德心や協調性を養い、自主性や自律心を育てることが重要になります。

羽村一中生としての心得については、入学後のオリエンテーションで説明しますが、事前にいくつかのきまりや心得をお伝えしておきます。

① 生活面の約束

～安心して、みんなが充実した中学校生活を送れる
羽村一中にするために～

【朝・始業】

- 通学路を通り、交通ルールをしっかりと守る。 ※通学路は生徒指導資料に記載。
- 8：00～8：25までには教室に入り着席する。

※定期考査1週間前からは7：30以降

- 朝の活動を行う場合は、登校は7時以降、8時10分までに活動終了する。

【自転車通学】

- 許可範囲の生徒で、所定の手続きをへて許可された者のみとする。
※小作台1・2・3・4丁目及び羽西3丁目の範囲
- 交通ルールや自転車通学のルールが守れない者は、許可を取り消す。
- 部活動再登校自転車は生徒全員が利用対象となるが、きまりは自転車通学者と同様。

【昼食】

- 4校時終了後、12：50（アマリリス）までに手を洗い教室に入る。
- ランチクロスを使用すること。

【下校】

- 下校時刻を守る。 ※部活動や委員会のない生徒はすぐに下校となる。
- 寄り道をせずに家に帰ること。

【放課後】

- 放課後の活動は、優先順位（委員会⇒学級活動⇒部活動）を守る。
- 部活動は、原則として、テスト一週間前は禁止する。
（ただし、大会前は例外とする）
- 全ての活動の下校時刻は、3月～9月は午後6時30分、10月～2月は午後6時とする。

【服装】

- 学校で定められた服装を、正しく着用し登校する。
- 再登校の場合も同様とする。
- 男女とも白のワイシャツ（柄のないもの）を着用する。（ワイシャツの下に着用するものは、ワイシャツに色が透けない無地のものとする。）
- 標準服
 - 男子の標準服は詰襟学生服です。
（6月～9月白のワイシャツ、ポロシャツ（紺・黒・白）、学生ズボン）
※男子のベルトは黒・紺・茶色などのもの。
（シンプルなベルトのみ・・・、飾りなどのないもの）
 - 女子の標準服はプレザー・ネクタイ・スカートまたはスラックスです。
（6月～9月 夏用スカートまたはスラックス・ベスト・白のワイシャツ・ポロシャツ（紺・黒・白）。）
※スカートは短すぎないようにする。（ひざがかくれる程度）
- 校章、ボタンはしっかりつける。
- 靴下は白・黒・紺・灰色を基調としてワンポイント程度のものとする。
- ルーズソックス（ゴム抜き）、短いソックス（くるぶしがかくれぬもの）は禁止。※「くるぶしから5cmくらいの高さがあるソックスを履きましょう」と指導しています。
- うわばきは、規定の学年ごとの色のものを使用（新一年は緑）し、かかとを踏みつぶさないで歩き、記名をしっかりとる。（記名の場所は、前とかかとの2カ所。）

【防寒着について】

- ・上着の中に着るセーター・ベストは紺色・黒色のものとする。上着から出すなど、だらしない着用はしない。（カーディガンは禁止とする。）
- ・冬のコート、ダウン等の着用について（希望者のみ）
 - * 学生服に合う派手でないのものとする。
（色は黒・紺・茶・灰などの落ち着いた色とする。）
- ・部活動の指定コート、ウィンドブレーカーは許可する。

【通学靴】

- 体育の授業で使用できるものとする。（ハイカットの靴、革靴は禁止とする）

【身だしなみ】

- 髪型は中学生らしく、目・耳・えりにかからない程度にし、清潔な印象となるようにする。
- 髪を染めたり、パーマ等の加工をしてはいけない。
（編みこみやラインを入れたり、モヒカンみたいに極端に髪の長さに変化をつけるなど）
- 女子は、髪が長く肩にかかる場合は、体育授業時や行事等で結ぶ必要がある時には髪全体を学習の邪魔にならないよう1つか2つにゴムで束ねる。（ゴムやピンの色は黒・紺・茶とする）
- まゆ、つめの加工はしない。
- 整髪料、コロンなどの使用はしない。
- アイプチ、カラーコンタクト、ピアス、ネックレス、ミサンガのような腕や足につけるものなど装飾品は一切禁止。

【持ち物】

- 通学用カバンは、使いやすいものとする。
（学生カバン・スポーツバック・リュック）
- 布袋や紙袋だけでの登校は認めない。
- 教科書などが入らない大きさのバックは不可。
- 授業に関係ないものは持ってこない。（金銭、スマホ・携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機器、遊具、雑誌・マンガ、菓子類など）
（特別に必要な場合は、保護者が生徒手帳にその旨を記入し、朝のうちに担任の先生に預ける。）
- 制汗剤については年間通して使用可。無香料記載のある匂いのしないものを使用し、固形、液体、シートタイプのものとする。（スプレータイプは認めていない。） 使い終わった容器・ゴミなどは感染防止のため必ず持ち帰ること。

【職員室の出入り】

- 出入りの際は、「失礼します。○年○組（○○部）の□□□□です。▲▲先生はいらっしゃいますか。」としっかり挨拶をする。
- カバンやコートは廊下に置いてから入室する。

【他教室への出入り】

- 原則として禁止する。
特別教室等（図書室・プールなど）の利用は担当の先生の許可・監督のもとで行う。

【欠席・遅刻の届け出】

- 必ず保護者が欠席フォームか電話にて学校に連絡を入れる。（7：30まで電話はつながりません）
- 体育等の見学は、生徒手帳に保護者が記入する。

【忘れ物】

- 一度学校に着いたら忘れた場合でも家に取りに戻らない。
- 教科書・授業道具の貸し借りは原則禁止する。（担任か教科担任に相談する。）

【記名】

- 全ての持ち物に記名をする。

【名札】

- 1年生の夏服への衣替えまで、校内でのみ着用する。

【公共物】

- 壁や机に落書きをしない。ものを壊さないように注意する。（破損の場合は必ず先生に届け出ること。事情によっては弁償してもらうこともある。）

【危険防止】

- ◎外出の際は、保護者に、行き先・同行者・帰宅時間を告げること。
- ◎夜間外出は禁止。

※学校は学習の場です !!

互いにルールを守り

過ごしやすい環境をつくりましょう !!

② 自転車通学

昨今、自転車通学生徒の交通ルール・マナーについて、地域の方から多くの苦情をいただいています。また、過去には事故も起こりました。幸いにも大事には至りませんでした。学校では、生徒の安全を守るために、指定地域で、下記の「自転車通学のきまり」を守ることできる生徒のみ、自転車通学を許可します。

自転車通学のきまり

- 自転車通学指定区域（小作台1・2・3・4丁目及び羽西3丁目の範囲）の生徒で、自転車通学を希望する者は、年度当初に、指定の用紙にて自転車通学許可の申請をし、自転車の点検をして許可を得る。許可を得たものは、自転車通学者の許可シールを、自転車の所定の箇所に貼る。
- 自転車については、標準型のものとする。※かご付きのもの。前と後ろにあると便利です。
（マウンテンバイク・スポーツタイプ・小径車の自転車は不可。）
- 自転車の交通ルールを守ること。
 - ・ 一時停止無視、右側通行、2人乗り、雨の日の傘さし運転、並列走行、暗くなってからの無灯火走行等のルール違反については、自転車通学を指定された日数停止とする。
【1回目→1日、2回目→3日、3回目→1週間、4回目→1カ月、5回目→無期限自転車禁止】
 - ・ 自転車の改造については、保護者を学校に呼び、引き取ってもらう。
- 自転車通学者は、8：20までに登校することとする。（急いで登校することによる飛び出し事故を防ぐため）
定期的に登校の様子を確認し、8時20分以降に登校している生徒については指導を行うとともに、自転車通学を一日翌日から停止する。
- 一か月に一回程度自転車の定期点検を実施する。
- 無許可自転車については、一週間学校で保管する。
- 決められた指定通学路を通る。
- ヘルメットを着用する。
- 自転車保険に加入する。
①個人賠償責任保険 ②交通事故傷害保険 が含まれている保険

※ 上記の違反があった場合は、原則保護者へ連絡いたします。ご了承ください。

(6) 保健、教育相談、特別支援教育

中学生の時期は、心身共に成長の著しい時であるとともに、不安定になりやすい時期でもあります。健康で元気な学校生活を送れるように、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携してサポートします。学校生活を送る上で、ご心配なことがありましたら、ご相談ください。

① 保健室の対応

○ 病気について

- ・学校で体調が悪くなった場合は、原則1時間まで保健室で休養できます。
- ・以下の場合は早退を検討します。早退の場合は、保護者に連絡をいたします。
 - ※ 体温が37.5℃以上ある場合（平熱によります）
 - ※ 1時間保健室で休養しても回復しない場合
 - ※ 同じ症状で1日に2回以上保健室に来た場合
- ・朝から体調が悪い場合は無理をせず、ご家庭で様子を見るようお願いします。

○ ケガについて

- ・保健室では原則としてその日学校で起きたケガに対して処置を行います。家庭で起きたケガの処置は行いませんので、各ご家庭での処置をお願いいたします。
- ・学校で起きたケガについては「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の保険が使えます。学校管理下で起きたケガで医療機関を受診した場合は学校にお知らせください。＊初診から治癒までの治療費の合計（薬局も含む）が500点未満の場合には、申請の対象となりませんのでご注意ください。
「スポーツ振興センター」を利用する場合は、医療証の使用を控えてください。
- ・緊急度・重症度の高いケガの場合は学校から直接医療機関を受診します。その際、保護者へ連絡を取りますので、マイナ保険証等をお持ち頂き、医療機関への受診をお願いします。

早退や医療機関への受診が必要な場合は『保健調査』にご記入頂いた連絡先に連絡します。
『保健調査』には日中必ずつながる連絡先(携帯電話・勤務先等)を複数ご記入ください。

○ 健康診断について

- ・4月から6月末にかけて、健康診断を実施いたします。異常の疑いがあった場合は『検診結果のお知らせ』を配布しますので、早めに医療機関を受診してください。
- ・小学校の健康診断で見つかった疾患の治療が終わっていない場合は、速やかに医療機関を受診してください。

○ 学校感染症について

主な学校感染症（令和7年12月現在）インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎等

- ・学校感染症に罹患した場合は、【出席停止】となりますので、必ず学校へご連絡ください。「登校再開届」をご提出いただきます（保護者記入）。

- 疾患をお持ちのお子さんについて
 - ・心臓疾患・腎臓疾患等の基礎疾患、配慮が必要なアレルギー疾患がある場合は『学校生活管理指導表』が必要になります。小学校で提出していたお子さんについては、引き続き中学校でも提出をお願いします。（入学までに医療機関にて記入してもらってください）1年ごとの更新が必要です。
 - ・アレルギーをお持ちのお子様について、入学前に面談を行っております。給食で配慮が必要なお子様はぜひ、ご相談ください。
 - ・お子さんのことに関して何か心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

② 教育相談の活動

【スクールカウンセラーによる教育相談】

スクールカウンセラーは、東京都より配置された教育相談の専門家です。さまざまな子育ての悩みや、お子様の家庭や学校でのトラブルに関する問題の解決に向けたアドバイスや、問題行動の未然防止や解消のために活動しています。

- 2名のカウンセラーが、週に各1日ずつ、計2日来校しています。
（令和7年度は毎週火曜、金曜）
 - ・生徒…友達との関係について、勉強について、困ったことがあるとき。
 - ・保護者…お子様に関する問題や悩みについて。
- お子様の成長や発達に関する専門的な助言だけでなく、将来を展望した広い視野でのアドバイスが受けられます。
（友人関係がうまくいかない、いじめ、登校を嫌がる、落ち着きがない、言葉や学習など心身の発達面で問題が見られるなど……）
- ご相談は電話で予約して下さい。火・金曜日以外は担任を通じてご予約ください。
- 羽村市教育相談室には、専門の教育相談員が常駐しています。電話での相談も行っています。電話で予約をお願いいたします。

【校内支援委員会による教育相談】

一中では、生徒や保護者の様々な悩みを聞き、その解決を図ることを主な目的とした、校内支援委員会という組織があります。校長・副校長・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当の教諭・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校担当で組織されています。

窓口は特別支援教育コーディネーター、教育相談担当の教諭または養護教諭です。悩み事がありましたらお気軽にご連絡ください。

※中学入学前のご相談もお受けします。お子様のことで相談事がありましたらぜひご連絡ください。

教育相談連絡先：羽村第一中学校	042-554-2012
羽村市教育相談室	090-1406-1223
	090-5258-1223

③ 特別支援教室【はばたき教室】

特別支援教室（はばたき教室）とは

通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等（自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等）があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒を対象に、障害や特性に応じた「自立活動」の指導・支援を行います。生徒が抱える学校生活上の困難さに対して、個に応じた様々な支援を受けることができますが、学習の補習や登校支援を目的とした支援場所ではありませんのでご理解ください。したがって、学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）との併用はできません。

【例】利用生徒の状況と、困難さに応じた指導・支援内容

・友達とのコミュニケーションや状況に応じた柔軟な行動が苦手

具体例：授業と休み時間などの切り替え、授業中の発言や話し合いの場面など

⇒SST(ソーシャルスキルトレーニング)の教材やワークシート等を活用したり、学校生活を振り返って、実際の出来事をもとに整理したりして、改善方法を練習する。

・認知の特性により、授業中の説明や指示が理解できない

具体例：一斉指導で集中できない、他の音が気になって注意散漫になる、など

⇒見ることと聞くことのどちらが苦手か、どんな場面で集中できないかなど、それぞれの困難さを確認しながら、生徒が得意な力で補いながら取り組めるような練習をする。

・行事など集団での活動や行動に不安や苦手さがある

具体例：体育大会や校外学習など、非日常の活動への参加にストレスがかかる、など

⇒不安に感じている理由や状況を整理する。また、予定や活動内容を確認し、具体的な見通しをたてて、不安への対策をする。

・優先順位が付けられない、忘れっぽいなどの困難さから、期限を守れず課題が提出できない

具体例：定期考査の学習計画がたてられない、部活動の活動日や活動内容を間違える、など

⇒量や時間から逆算して見通しをたてるなど、優先順位の付け方についての方法を学ぶ。忘れてしまう原因や対策を一緒に考えて、自分で取り組める改善策を相談する。

以上のような、本人の努力だけでは改善が難しく、通常の学級での授業や生活だけでは指導の時間が取れない内容について、基本的に週1回1時間の個別指導を行っています。学級担任や教科担任と情報を共有し、校内委員会や保健室との連携も進めて指導を行っています。また、特別支援教室専門員、巡回心理士等と協働して指導・支援を行います。なお、特別支援教室で支援を受けている時間は「出席扱い」になります。

在籍生徒数（令和7年12月現在）1年生(7名) 2年生(4名) 3年生(6名) 計17名
入室にあたって

入室は、教育委員会が開催する「入室支援委員会」で適否の協議を行います。その際は資料として申請書・心理検査・医療機関の情報の提出が必要になります。

*特別支援教室についての詳細は、羽村第一中学校にご相談ください。

④ 特別支援学級について

【特別支援学級（8組）】知的障害

特別支援学級（知的障害・固定）は、知的障害のある生徒を対象として、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な生徒のために編成された学級です。通常の教科では生徒の理解度や学習状況にあった内容を学習しています。また、「生活単元学習」「作業学習」などの特別支援学級独自の科目を取り入れて、「わかった」「できた」という生徒の自己肯定感をはぐくむ教育活動を行っています。また少人数の学級の中で、基本的な生活習慣や円滑な人間関係等きめ細かく学び、将来の自立を目標としています。

(7) PTA関係

令和7年度より、活動内容を縮小し、「ボランティア制」にして実施する方針となりました。可能な限り、柔軟な体制で活動を進め、「できるときに・できる人が・無理のない範囲で」協力し合う体制に変更いたしました。

- ・主な活動：見守り活動、体育大会前の草取り、学校公開の手伝い等
- ・活動頻度：年3回程度、その他必要に応じて

(8) 令和8年度入学準備

① 入学式について

期 日	令和8年4月7日（火）	
場 所	羽村第一中学校 体育館	
時 間	学 級 編 成 発 表	8時55分
	新 入 生 受 付	9時00分～9時20分
	保 護 者 受 付	9時00分～9時30分
	入 学 式	10時00分～12時00分

- ※1 新入生と保護者双方の受付が異なります。(お子様と同伴でなくても構いません) それぞれでの受付をお願いいたします。
なお、保護者受付にて、「入学通知書」のご提出をお願いいたします。
- ※2 9時25分より、新入生は、各学級で学活を行います。新担任より、入学式における礼法指導と呼名の確認をします。時間厳守をお願いいたします。

※3 保護者のみなさまは、体育館内にて受付終了後、式場内でご待機ください。

② 入学式に準備するもの

服 装	男女共に標準服
襟 章	男子のみ
上 履 き	男女共 上履き 緑色のふちどり
カ バ ン	手さげ又は肩かけ、スポーツバック、リュック
そ の 他	① 名札 ② 提出物：入学通知書

※ 入学式の服装については、前述の生活のページに記載の通りです。
十分にご配慮ください。

③ 標準服の採寸及び、体育着の注文について

令和7年12月13日(日)に、羽村第一中学校体育館で実施しました。

なお、不明な点がございましたら、下の取扱業者にお問い合わせください。

	購入先	電話
標準服(男子・女子) 体育着(男子・女子) 校章(男子)、名札 上履き、体育館履き	羽村市学生服組合 しもだ(羽西2-5-13) シバタ(羽東1-14-8)	042-554-2039 042-554-2213
標準服(男子・女子) 体育着(男子・女子)	田中屋	0426-24-1275

※水着・柔道着につきましては、入学後、授業を通してご連絡いたします。

(9) 集金関係(令和7年度参考)

給食費	月額 5,570円	当面の間、市内小・中学校児童・生徒の給食無償化が実施されているため、給食費の集金はありません(令和7年1月～)。
副教材費等	合計 27,000円 スキー移動教室 37,112円	この金額は令和7年度の1年生を参考にしてあります。 これを7月と9月で集金。手数料は1回11円。 スキー教室の費用は、別途集金となります。
PTA会費	徴収なし (令和7年度～)	卒業記念品を用意する場合は別途徴収する場合があります。

- 副教材費等は、学校指定口座に入金で取引させていただきます。入金方法は令和7年度から「スクペイ」を利用しています。
- 上記表内の内容については変更が生じる場合があります。

校章由来

羽…つばさは、人類の大空への
夢の最初の手がかりであった。

校章のつばさは、中学校での三年間が、やがてくるべき
「天翔くる日」の第一のつばさとして大きく、たくましく、
はばたいてくれることを希うものである。



《昭和31年制定 図案：福島重徳》

生徒会スローガン

『一生懸命はカッコイイ！』

※本校を卒業した生徒会役員が決め、

本校の伝統として受け継がれています。